

第22期 定時株主総会  
招集ご通知



開催  
日時

2023年6月27日(火曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時30分)

決議  
事項

議案  
会計監査人選任の件

開催  
場所

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社ジーネクスト

証券コード：4179

証券コード 4179  
2023年6月9日  
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

## 株主各位

東京都千代田区平河町二丁目8番9号  
株式会社ジーネクスト  
代表取締役 横 治 祐 介

### 第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第22期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦  
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができます  
ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月  
26日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、「ハイブリッ  
ド参加型バーチャル株主総会」(株主総会ライブ配信)を導入いたしました。これにより、本株  
主総会会場にご来場いただかなくても、会場の様子をリアルタイムでご視聴いただくことが可能  
となりました。株主の皆様におかれましては、「株主総会ライブ配信及び事前質問受付のご案内」  
をご確認のうえ、株主総会当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。な  
お、株主総会ライブ配信の視聴により本株主総会にご参加いただく株主様は、当日の議決権行  
使、質問等を行うことはできませんので、事前の議決権行使をお願いいたします。

#### 【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着  
するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、両面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階 タワーコンファレンス RoomC  
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
    報告事項 第22期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件  
    決議事項 会計監査人選任の件  
    議案

以 上

1. 当日、ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 議決権行使方法についてのご案内

### 株主総会にご出席されない方



#### 郵送によるご行使

**行使期限**  
2023年6月26日(月曜日)  
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



#### 「スマート行使」によるご行使

**行使期限**  
2023年6月26日(月曜日)  
午後5時30分まで

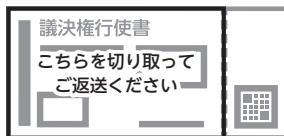
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



#### インターネットによるご行使

**行使期限**  
2023年6月26日(月曜日)  
午後5時30分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。



議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

#### ※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによる方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

### 株主総会にご出席される方



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

開催日時

**2023年6月27日(火曜日)**  
午前10時(受付開始:午前9時30分)

開催場所

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C

## インターネットによる議決権行使のご案内

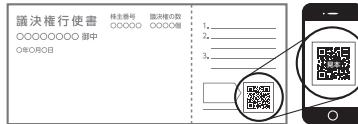
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時30分まで**  
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

### ご注意

「スマート行使」での議決権行使は  
1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力いただく必要があります。

### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 ウェブサイトへアクセス
- 2 ログインし、議決権行使コードの入力
- 3 パスワードの入力
- 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### 株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※証券口座に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

## ご来場される株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては規模を縮小し開催させていただきます。株主総会当日にご出席いただく株主様におかれましては以下留意点をご確認のうえご参加いただきますようお願い申し上げます。

### ご来場の際しての留意点

- ◎政府より3月13日以降、マスク着用に関して個人の判断とする指針が示されましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、会場内でのマスク常時ご着用を推奨いたします。
- ◎会場内におきましても、体調がすぐれないようにお見受けする株主様は、運営スタッフがお声がけし、ご退場をお願いする場合がございます。スタッフの指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様同士の間隔を広くとることから、ご用意できる座席数に限りがございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎株主総会ライブ配信にあたっては、株主様の肖像権及びプライバシー等に配慮し、会場後方などからの撮影とし、可能な範囲において株主様の容姿が撮影されないようにいたしますが、やむを得ず、映り込んでしまう場合がございます。また、本株主総会における株主様のご発言は、音声としてライブ配信されますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻の変更等、本株主総会の運営の変更を行う場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>) に掲載します。株主様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。

## 株主総会ライブ配信及び事前質問受付のご案内

本株主総会当日に会場へご出席されない株主様のために、バーチャル株主総会サービス「Sharely」を利用し、インターネット上にてライブ配信を行う予定です（「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」）。

視聴を希望される株主様は、下記をご確認いただき、所定の手続にて事前登録をお済ませのうえ、ご視聴ください。

1. 配信日時：  
2023年6月27日(火曜日) 午前10時から
2. 視聴方法：  
下記URLへアクセス、又は二次元バーコード（QRコード）を読み取り、ログイン画面に議決権行使書に記載の「株主番号」と「郵便番号」をご入力ください。

<接続先>

<https://web.sharely.app/login/gnext22>



3. 事前質問方法：  
下記URLへアクセス、又は二次元バーコード（QRコード）を読み取り、ログイン画面に議決権行使書に記載の「株主番号」と「郵便番号」をご入力ください。  
ログインしましたら、対象となる議案を選択、150文字以内でご質問内容を入力し、最後に「送信する」ボタンを押下ください。

<事前質問受付>

[https://web.sharely.app/e/gnext22/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/gnext22/pre_question)



<受付期間>

2023年6月10日(土曜日)午前9時から  
2023年6月20日(火曜日)午後6時まで

※株主総会の進行上の都合やご質問内容によっては、全てのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。

## ※ライブ配信に関するご注意事項

- ◎株主総会ライブ配信の視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において質問、議決権行使、動議その他コメント等を行うことができない旨を予めご了承のうえ視聴いただけますようお願い申し上げます。本ライブ配信を視聴される株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いいたします。
- ◎バーチャル株主総会サービス「Sharely」への接続方法、機能等に関するお問い合わせにつきましては、当社ではお受けできかねますのでご了承ください。
- ◎ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>
- ◎当社の通信環境につきましては、万全を期して準備しておりますが、回線の状況等により映像や音声に中断等の不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ◎ご使用端末の機種・性能等やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。株主総会当日におきましても接続できない、音声が聞こえない、等の個別のお問い合わせに対応することはできかねますので予めご了承ください。
- ◎視聴いただけなかった株主様への録画・音声データのご提供及び後日のオンライン配信等は実施いたしませんのでご了承ください。
- ◎視聴いただく際の通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ◎ライブ配信の映像及び音声データの録画・録音並びに視聴URLの第三者への提供等は禁じます。
- ◎今後の状況により実施内容が変更となる可能性もございます。対応状況等につきましては、随時当社ウェブサイト (<https://www.gnext.co.jp/ir/>) に掲載してまいりますので、適宜ご確認いただけますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案 会計監査人選任の件

会計監査人東邦監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、オリエント監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がオリエント監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、必要な専門性、独立性及び品質管理体制を具備し、同法人が当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営を行えると総合的に判断したためであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

名称	オリエント監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河台2-11-16さいかち坂ビル402
沿革	2011年9月1日 設立
概要	代表社員・社員 7名 専門職員（公認会計士） 11名 合計 18名

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社は、2022年4月1日付で連結子会社であったG-NEXT Company Limitedの全保有株式を譲渡いたしました。これにより、当事業年度より非連結決算に移行しております。

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、行動制限の緩和等から正常化が進み、緩やかに景気を持ち直しています。一方で、世界的な金融引き締め等を背景とした海外景気の下振れが我が国経済にも影響を及ぼしており、また、物価上昇による家計への影響なども懸念されており、依然として先行き不透明な状況で推移しています。

このような状況の中、政府の「働き方改革」の施策のもと、時間と場所を有効活用できる柔軟な働き方や労働環境の整備の一環として、企業の業務アプリケーションのクラウド化（単機能SaaSの活用等）が進んでおりますが、その実態は、各部門が業務ごとのクラウドサービスを個々に利用している状態であり、これにより企業全体の最適化ではなく、部分最適が進んでしまったがために情報が偏り、うまく使えていない状態が発生し、記憶と勘に頼った企業活動をしている状態が課題になっていると当社では考えております。加えて、企業における複数のクラウドサービスの利用は、個別のサービス内にデータベースとして情報が蓄積されているため、すぐに切り替えることができない状況という点も課題であると考えております。

当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」（当事業年度より顧客対応DXプラットフォームからステークホルダーDXプラットフォームに名称を変更）を通じて、このような企業の「情報の分断」を解決するべく、「分断した情報」を「つなぐ」「まとめる」「活用する」ことで、それぞれに必要な情報が集約され、その情報をもとに社内外のやり取りを最適化しており、その中で「業務が楽になった」「見えなかった情報が見えるようになったことで仕事が楽しくなった」などの喜びの声を多数いただいております。事業領域についても、これまでのお客さま相談室を中心とした市場から、営業BPO市場、コンタクトセンター市場等にも拡大しております。

当社は、市場の拡大・変化及び競合企業の動向など経営環境の変化に対応すべく、ステー

クホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を中心に常にフィードバックを活かしていく体制を構築することで、持続的な成長の実現に取り組んでおります。また、お客さまの声を社内外で活用される世界を作り、さらには、当社が提唱するSRM(注1)を実現するために、「ビジネス現場に革命的な『楽』をつくる」と我々の使命（ミッション）を再定義し、現場をより良く変えていく仕組み作りを具体化しております。この取り組みの一環として、当事業年度にはステークホルダーと顧客価値共創を目指す取り組みである「SRM Design Lab」を開設いたしました。

以上のような取り組みの結果、クラウドMRR(注2)の力強い成長が貢献して、当事業年度の売上高は647,183千円（前年同期比31.1%増）となりました。損益面では、組織強化に伴う人件費増加等により、営業損失は252,567千円（前年同期は営業損失382,957千円）、経常損失は242,434千円（前年同期は経常損失387,351千円）、当期純損失は296,351千円（前年同期は当期純損失423,108千円）となりました。

なお、当事業年度より従来「顧客対応DXプラットフォーム事業」としていた報告セグメントの名称を「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」に変更しております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみでありセグメント情報に与える影響はありません。

また、当社は、ステークホルダーDXプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(注1) SRM

Stakeholders Relationship Managementの略で、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会、公的機関などあらゆるステークホルダー間の関係を可視化、シームレスに一元管理し、各ステークホルダーが有機的に協働する環境を整えるITソリューションのこと。

(注2) MRR

Monthly Recurring Revenueの略で、毎月繰り返し得られる収益であり、月次経常収益のこと。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使により5,080千円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① ユーザビリティの更なる向上

当社の主力サービスである「Discoveriez」が今後も継続的に成長していくためには、より幅広い業種の顧客に支持されていくとともに、継続的に利用していただく必要があると考えております。そのためには、当該サービスの競争優位性の源泉となっているユーザビリティの維持向上が必要不可欠であると認識しております。今後も顧客のニーズを迅速に把握し、継続的に「Discoveriez」の機能強化に注力することにより、競合他社との差別化を図ってまいります。

##### ② 新規事業の開発

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、継続的な事業規模の拡大とストック型収益の獲得を図るためには、顧客対応DXプラットフォーム事業の発展に留まらず、新市場の開拓・創出として新規事業の開発が重要な課題であると考えております。

当社では、顧客対応DXプラットフォームからSRM（注1）プラットフォームの国内のパイオニアとして、顧客対応DXで培ったノウハウを元に、従来の顧客対応の仕組みからさらに発展した「SRM企業」への更なる成長を目指してまいります。

##### ③ 新規顧客の獲得

近年のSNSなどの発展に伴い顧客の声は重要性を増しており、企業は対応を誤ると企業価値を毀損するなど多大なリスクを負うこととなります。当社の「Discoveriez」は業界知及び蓄積したデータの分析により、顧客の声からビジネスのリスクやチャンスの発見・予測を行う機能を実装しております。当社は「Discoveriez」の継続的な機能強化により更なる信頼度を高めるとともに、新規顧客の獲得に努めてまいります。また、顧客対応窓口向けの相談窓口として「next相談室」を拡張し、ナレッジを提供してまいります。大企業への導入拡大に向けて基本機能や連携サービスを強化するとともに、SMB(注2)への導入拡大に向けては、プロモーション強化及び代理店開拓に努めてまいります。

##### ④ システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しており、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。安定してサービスを提供していくため顧客の増加に合わせた適切なインフラ環境の構築の強化を継続的に行い、システムの安定性の確保に努めてまいります。

⑤ 人材の確保と育成

当社が持続的に成長するためには、優秀な人材を数多く確保・育成することが重要であると認識しております。特にサービス利便性及び機能の向上のためには、優秀なエンジニアの継続的な採用が課題であると認識しております。

当社は、従業員の多様な働き方を推進し採用力を高めるとともに、既存人材の能力及び技術の向上のため、教育・研修体制の充実化を進めていく方針であります。

⑥ 内部管理体制の強化

クラウド事業を推進するにあたり、情報セキュリティを含む内部管理体制への信頼性確保の重要性が高まっております。当社は、内部管理体制の仕組み化(ルール化、見える化、効率化)をより一層強化するとともに、財務、人事、広報、法務等、それぞれの分野でコア人材となりうる高い専門性や豊富な経験を有している人材を確保することで、更なる内部管理体制の強化を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) SRM : Stakeholders Relationship Managementの略で、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会、公的機関などあらゆるステークホルダー間の関係を可視化、シームレスに一元管理し、各ステークホルダーが有機的に協働する環境を整えるITソリューションのこと。

(注2) SMB : Small to Medium Businessの略で、中小企業のこと。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第19期	第20期	第21期	第22期 (当 事 業 年 度)
	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)	(2022年4月1日～ 2023年3月31日)
売 上 高 (千円)	526,203	863,455	493,542	647,183
経常利益 (△損失) (千円)	△180,622	186,547	△387,351	△242,434
当期純利益 (△損失) (千円)	△181,788	182,638	△423,108	△296,351
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△62.27	53.47	△101.56	△70.76
総 資 産 (千円)	238,266	1,226,713	800,066	558,198
純 資 産 (千円)	△96,134	747,737	440,711	153,500

- (注) 1. 当社は2020年12月22日付で普通株式1株につき50株の分割を行っております。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△損失)を算定しております。
2. 第21期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第21期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
クラウド事業	クラウド型のソリューションの提供
オンプレ事業	オンプレミス型のソリューションの提供

(8) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

本社	東京都千代田区
----	---------

(9) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	6名減	37.6歳	2.4年

(注) 臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2023年3月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社りそな銀行	89,746
株式会社三井住友銀行	82,750
日本政策金融公庫	25,500
東京東信用金庫	10,722
興産信用金庫	2,728

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

(重要事象等)

当社は、クライアント社内での基幹システム刷新（クラウド化）やリモートでの意思決定機会の増加により、導入までの意思決定リードタイムが長期化・遅延し、受注が後ろ倒しとなる傾向が続きました。その結果、当事業年度の営業損失は252,567千円、経常損失は242,434千円、当期純損失は296,351千円となり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在していますが、中長期的に安定的なビジネスモデルを目指すため、売上構成をフロー型からストック型へ重点移行する方針に従い、ストック型の収益（ライセンス料等）を重視したことによる影響が主因であると認識しております。

このような状況下で、当社は、既存事業については、オンプレからクラウドへのリプレイス推進によるストック売上高の増加、新規事業については、当期に推進した事業提携や協業案件の深耕・拡張による将来収益の安定化等により、中長期の安定的かつ非連続な成長をめざしていく方針です。

今後、策定した中期経営計画に基づき事業が進捗することで、当該事象等は解消し、黒字化を確保できるものと考えております。また、金融機関との特殊当座借越契約、及び当事業年度末において415,341千円の現金及び預金を保有していることから、事業計画に基づく資金計画を評価した結果、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,750,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,212,883株  |
| (3) 株主数      | 1,925名      |
| (4) 大株主      |             |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
横治 祐介	1,489,600	35.4
株式会社SBI証券	249,977	5.9
三菱UFJキャピタル7号投資事業有限責任組合	153,850	3.7
上田八木短資株式会社	150,400	3.6
DG LAB FUND II E.L.P CAYMAN	134,650	3.2
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	130,000	3.1
大河原 麗偉	96,600	2.3
野村證券株式会社	76,700	1.8
内藤 一馬	53,300	1.3
J P モルガン証券株式会社	48,100	1.1

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当期において、取締役1名及び執行役員1名に対し職務執行の対価として、各々5,000株交付しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第4回-1新株予約権
新株予約権の数	95個
保有人数 当社監査役	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 4,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2029年9月17日
新株予約権の主な行使条件	1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-2新株予約権
新株予約権の数	685個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 34,250株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2021年12月18日～2029年12月17日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第4回-3新株予約権
新株予約権の数	895個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役	1名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 44,750株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年3月19日～2030年3月18日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	604個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 30,200株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 400円
新株予約権の行使期間	2022年7月16日～2030年7月15日
新株予約権の主な行使条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退社又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</li> </ol>

(注) 2020年12月22日付で1株を50株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	横 治 祐 介	
取 締 役	三ヶ尻 秀 樹	管理担当
取 締 役	渡 辺 尚 武	有限会社渡辺エステート取締役
取 締 役	阿 南 久	一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事、市民生活協同組合ならコープ理事
常 勤 監 査 役	信 原 寛 子	
監 査 役	齊 藤 友 紀	株式会社Ridge-i監査等委員、ファイメクス株式会社取締役、Cohh株式会社代表取締役、法律事務所LAB-01代表
監 査 役	江 本 卓 也	江本公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役渡辺尚武、阿南久は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役信原寛子、齊藤友紀、江本卓也は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役信原寛子と江本卓也は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役齊藤友紀は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中に辞任した取締役は、次のとおりであります。

氏 名	辞 任 日	辞任時の担当及び重要な兼職の状況
三橋健太郎	2022年12月31日	営業担当取締役
大河原麗偉	2023年3月31日	開発担当取締役

6. 執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執行役員	村 田 実	セールスグループグループ長

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損

害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、取締役会の決議によって、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、次のとおりです。

#### 基本方針

- ・ 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をけん引する優秀な経営人材を保持・獲得するため、競争力のある報酬水準に設定しております。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証しております。
- ・ 社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとします。
- ・ 報酬の体系、水準については、経営機能の変化、他社の水準等の外部データ等を勘案し、その妥当性を常に検証します。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を総合的に考慮して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社における各割り当て対象者の役位・貢献度等諸般の事項等を総合的に勘案のうえ、算出された株式を非金銭報酬等として毎年一定の時期に割り当てております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する基本報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式の支給割合は決定しておりませんが、概ね、基本報酬が8～9割程度となる見込みです。非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

業績連動報酬等はありません。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2021年6月30日開催の第20期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を上記の取締役の報酬限度額の範囲内で年額40百万円以内とし、当社が発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年25,000株以内とすること、譲渡制限期間は取締役会で別途定めることとし、取締役が譲渡制限期間満了前に取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、譲渡制限付株式を無償取得すること、取締役が、譲渡制限期間中、継続して当該地位にあったことを条件として譲渡制限を全部解除すること、取締役が任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当該地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整すること等につき決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役は除く。)の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年4月22日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に支給する報酬額については、取締役会の決議に基づき、代表取締役である横治祐介にその具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役である横治祐介に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責等の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。また、委任した権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるように、取締役会で基本報酬の総額を決議し、上記委任を受けた代表取締役は、決議された総額の範囲内で、個人別報酬の内容を決定しなければならないこととしております。

なお、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、各取締役の付与数を取締役会で決定しております。

取締役会は、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績・貢献等を考慮して決定されたことを確認したことから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	59 (4)	55 (4)	4 (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10 (10)	10 (10)	— (一)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	70 (15)	65 (15)	4 (一)	9 (5)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上表には、2022年12月31日をもって辞任した取締役1名及び2023年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外役員の重要な兼職等に関する事項

- ・取締役 渡辺尚武氏は、(有)渡辺エステートの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 阿南久氏は、一般社団法人消費者市民社会をつくる会代表理事、公益財団法人横浜市消費者協会理事長、認定NPO法人消費者スマイル基金理事、及び市民生活協同組合ならコープ理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 齊藤友紀氏は、(株)Ridge-i監査等委員、ファイメクス(株)取締役、Cohh(株)代表取締役、及び法律事務所LAB-01代表弁護士であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 江本卓也氏は、江本公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言内容
取締役 渡 辺 尚 武	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、お客様の声の分析や接点の強化などに関する深い知見や、企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役 阿 南 久	当事業年度に開催された取締役会16回中15回に出席し、消費者庁などの公的組織や複数の消費者関連団体のトップとして培ってきた消費者の目線・行動・対応・ルールなど消費者に関連する全般的な深い知見に基づき、独立した客観的視点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 信 原 寛 子	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。
監査役 齊 藤 友 紀	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の法務、コンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
監査役 江 本 卓 也	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務及び会計について必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、東邦監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の他、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、その決議により会計監査人の解任及び不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社の取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

### <内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況>

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ③ 「コンプライアンス規程」において、内部通報制度に関する規程を設け、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- ④ 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、「文書管理規程」を制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につき「リスク管理規程」を制定・運用する。
- ② 各取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
- ③ 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「職務権限規程」等職務執行に関連する規程を制定・運用する。
- ② 各組織単位に取締役又は執行役員を置き、職務執行に関連する「職務権限規程」等規程を制定・運用する。

- ③ 「稟議規程」に基づき各階層の決裁者が業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
  - ④ 代表取締役、取締役、執行役員による取締役会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- (6) 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
  - ② 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
  - ② 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
  - ③ 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
  - ④ 前3号の報告を行った者に対し、内部通報制度に関する規定に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
  - ② 内部監査人、監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - ② 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
  - ③ 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役へ報告する。
  - ④ 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の制定・運用を行う。

### <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定めております。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けた勉強会の開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。さらに、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万々に備えた体制整備に努めております。

### <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は下記のとおりであります。

#### (1) 内部統制システム全般の運用

内部統制システム全般の整備・運用状況について、管理部による日常的なモニタリングが行われています。

#### (2) 取締役の職務執行

取締役が法令、定款及び社内諸規程に則って行動するように努めております。独立役員として、取締役2名及び監査役3名を選任しており、また、経営会議をはじめとする重要な会議に監査役が出席することで、監督機能を強化しております。当事業年度に取締役会を計16回開催しており、取締役の職務遂行の適正性を確保しつつ効率性を高めるため、社外取締役及び社外監査役が出席いたしました。取締役及び執行役員は、職務分掌規程、職務権限基準表並びに稟議規程に基づき分担して職務を遂行しております。

#### (3) 内部監査の実施

当事業年度、内部監査担当者は内部監査計画に基づき、全ての事業部の業務監査を実施し、法令及び社内諸規程の遵守状況について代表取締役に報告いたしました。

(4) コンプライアンス体制の運用

コンプライアンスに抵触する事態の発生を防止するため、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の定着と浸透を図っております。また、コンプライアンス規程を制定しており、規程内には社内通報制度の設置も定められております。社内通報制度を具体的に運用するために、内部通報制度のご案内を社内掲示板などで役職員に周知し、コンプライアンス違反や不正行為の早期発見、早期解決に努めております。

(5) リスク管理体制の運用

リスク管理規程に基づき、業務遂行に係るリスクを把握・評価し、毎四半期に開催されるリスクマネジメント委員会にて検証を行っております。

(6) 監査役の職務執行

当事業年度に監査役会を計14回開催した他、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っております。また、会計監査人及び内部監査担当者との定期的な会合を実施することで、監査業務における連携強化を進めており、効率的かつ効果的なモニタリングと助言を通じて、当社のガバナンス強化を図っております。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
現金及び預金	415,341	買掛金	26,151
売掛金及び契約資産	111,682	短期借入金	5,000
仕掛品	2,081	1年内返済予定の長期借入金	36,600
前払費用	19,680	未払金	13,095
未収入金	365	未払費用	24,422
その他	196	未払法人税等	4,611
流動資産合計	549,348	未払消費税等	14,163
<b>【固定資産】</b>		預り金	2,291
<b>【有形固定資産】</b>		前受収益	102,123
工具、器具及び備品	497	受注損失引当金	3,248
有形固定資産合計	497	流動負債合計	231,707
<b>【投資その他の資産】</b>		<b>【固定負債】</b>	
投資有価証券	6	長期借入金	169,846
出資金	40	退職給付引当金	3,144
差入保証金	8,305	固定負債合計	172,990
投資その他の資産合計	8,352	負債の部合計	404,698
固定資産合計	8,849	純資産の部	
		<b>【株主資本】</b>	
		資本金	652,414
		資本剰余金	
		資本準備金	582,414
		資本剰余金合計	582,414
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△1,081,329
		その他利益剰余金合計	△1,081,329
		利益剰余金合計	△1,081,329
		株主資本合計	153,500
		純資産の部合計	153,500
資産の部合計	558,198	負債及び純資産合計	558,198

## 損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	
売上高		647,183
売上原価		351,944
売上総利益		295,239
販売費及び一般管理費		547,807
営業損失 (△)		△252,567
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	0	
還付消費税等	13,271	
その他	240	13,518
営業外費用		
支払利息	2,379	
株式報酬費用	1,005	3,385
経常損失 (△)		△242,434
特別損失		
減損損失	25,942	
投資有価証券評価損	21,043	
本社移転費用	5,980	52,966
税引前当期純損失 (△)		△295,400
法人税、住民税及び事業税	951	951
当期純損失 (△)		△296,351

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	647,844	577,844	577,844	△784,977	△784,977	440,711	440,711
当期変動額							
新株の発行	4,570	4,570	4,570			9,140	9,140
当期純損失 (△)				△296,351	△296,351	△296,351	△296,351
当期変動額合計	4,570	4,570	4,570	△296,351	△296,351	△287,211	△287,211
当期末残高	652,414	582,414	582,414	△1,081,329	△1,081,329	153,500	153,500

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、工具、器具及び備品は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年

工具、器具及び備品 4年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付引当金とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

##### ・クラウド事業、オンプレ事業

##### フロー収益

主に導入料（環境設定料、初期設定、外部連携作業）による収益のことをいいます。

環境設定料は納品と検収時点で重要な相違はなく、納品した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると考えられます。そのため、納品・検収時点で当該収益を認識しております。

初期設定、外部連携作業による収益は一定の期間にわたり充足される履行義務で、概ね、納品後、1ヶ月以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。これは、通常、当社が顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していると考えられます。当社は、案件について、将来の発生原価を合理的に見積ってプロジェクトの採算管理を実施しており、労働時間等の集計から算定した既発生コストと見積総コストとの比率で進捗度を見積ることが可能であります。そのため、一定の期間にわたってフロー収益を認識しております。ただし、工期がごく短く、かつ、金額が重要でない場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

##### ストック収益

ライセンス（使用許諾権）料等のサービス提供によるランニング収益のことをいいます。サービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り、契約に定められた金額を各月の収益として認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

#### ① 担保に供している資産（帳簿価額）

現金及び預金 2,019千円

#### ② 担保に係る債務（帳簿価額）

一年内返済予定の長期借入金 2,328千円

長期借入金 400千円

### (2) 資産から直接控除した減価償却累計額

#### ① 固定資産

有形固定資産

建物附属設備 8,145千円

工具、器具及び備品 636千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失金額
本社	事業用資産	建物附属設備	3,420千円
		ソフトウェア	17,677千円
		ソフトウェア仮勘定	4,845千円

当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

なお、当社が事業を展開する顧客対応DX領域のクラウド市場については、今後大きな伸びが期待できるものの、経済的残存使用年数内においては、収益が見込めず回収が難しいと判断いたしました。したがって、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

### (2) 本社移転費用

当社の本社移転費用であり、その内容は、什器入替及び移転作業費用等になります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,179,650	33,700	467	4,212,883

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 23,700株

譲渡制限付株式報酬による増加 10,000株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 467株

##### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	467	467	—

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度における無償取得 467株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 467株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 227,800株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,121千円
売上高加算調整額	4,996
退職給付引当金	962
受注損失引当金	994
減価償却超過額	30,551
敷金償却	1,764
投資有価証券評価損	10,737
譲渡制限付株式報酬	2,008
税務上の繰越欠損金	297,748
その他	445
繰延税金資産小計	351,332
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△297,748
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△53,583
評価性引当額小計	△351,332
繰延税金資産合計	—

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として安全性の高い短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針であります。資金調達については、資金計画に基づき、必要な資金を自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっておりますが、外貨建てのものについては、為替変動のリスクに晒されております。短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、主に運転資金として銀行等金融機関から資金を調達しており、このうち一部は、

金利変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(イ) 市場リスクの管理

為替変動リスクについては、損失を最小限に抑えるため、為替の変動を定期的にモニタリングしております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません ((注1)を参照ください)。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(*1)	206,446	209,625	3,179
負債計	206,446	209,625	3,179

(\*1) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格がない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2023年3月31日
投資有価証券	6

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,600	34,672	32,142	29,612	22,980	50,440
合計	36,600	34,672	32,142	29,612	22,980	50,440

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	209,625	—	209,625
負債計	—	209,625	—	209,625

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

### 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 役員	横治 祐介	(被所有) 直接 35.4	当社代表取締役 債務被保証	当社の借入金に 対する自宅の担 保提供(注1)	60,000	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社は、銀行からの借入金に対して、代表取締役横治祐介より自宅の担保提供を受けております。

また、取引金額については資金の借入額を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ステークホルダーDX プラットフォーム事業			
	クラウドサービス	オンプレサービス	その他	
一時点で移転される財又はサービス	175,106	34,114	28,834	238,054
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	320,923	88,205	—	409,129
顧客との契約から生じる収益	496,030	122,319	28,834	647,183
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	496,030	122,319	28,834	647,183

(注) 当事業年度より、従来の報告セグメントである「顧客対応DXプラットフォーム事業」の名称を「ステークホルダーDXプラットフォーム事業」に変更しております。また、収益の分解情報につきまして、従来はサービス区分別のみ開示しておりましたが、当事業年度より財又はサービスの移転の時期による区分方法に変更しております。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	147,025
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	110,679
契約資産（期首残高）	7,670
契約資産（期末残高）	1,002
契約負債（期首残高）	20,975
契約負債（期末残高）	102,123

契約負債は主にライセンス料等に係る顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20,975千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末において未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は、124,559千円であります。当該履行義務は、クラウド事業におけるストック収益に関するものであり、期末日後1年以内に約25%、残り約75%がその後4年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	36円44銭
1株当たり当期純損失（△）	△70円76銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社ジーネクスト  
取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 小池 利秀  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木全 計介  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーネクストの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法により、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ジーネクスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 信原 寛子 ㊟

監査役（社外監査役） 齊藤 友紀 ㊟

監査役（社外監査役） 江本 卓也 ㊟

以 上

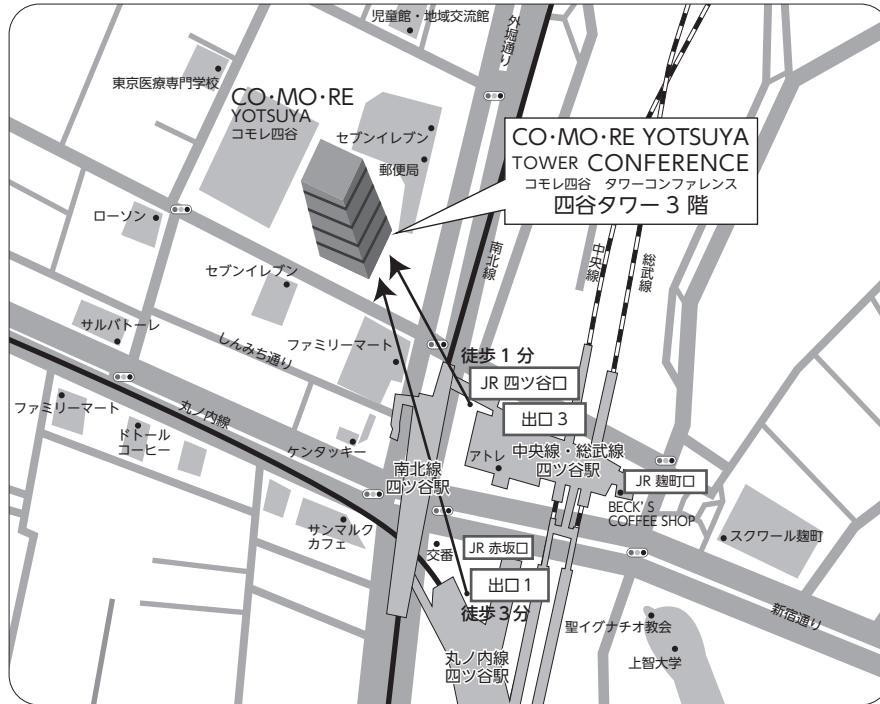
## 第22回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 コモレ四谷 四谷タワー3階  
タワーコンファレンス Room C

電 話 03-6416-4402

交 通 ・JR 中央線、総武線 四ツ谷駅四ツ谷口より徒歩約1分  
・東京メトロ 南北線 四ツ谷駅出口3より徒歩約1分  
丸ノ内線 四ツ谷駅出口1より徒歩約3分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、お車でのご  
来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。



総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

VEGETABLE  
OIL INK